

さ情審査答申第143号
平成29年5月24日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成27年9月25日付けで貴職から受けた、「本庁舎の吹付アスベストの封じ込み及び囲い込みに関する行政情報」（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成27年8月5日付け財財庁第1547号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、誤った文書特定の瑕疵を認め、改めて情報の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての理由は、以下のとおりである。

特定された「本庁舎の建築図面」（断面図）では封じ込み及び囲い込みについて判明しない。誤った文書特定の瑕疵により、本件処分は無効であるため、本件処分を取り消し再決定を求める。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、以下のように説明している。

1 「本庁舎の吹付アスベストの封じ込み及び囲い込みに関する行政情報」

についての開示請求を受けて、さいたま市役所本庁舎の耐火材として使用されている吹付アスベストが飛散しないようにした囲い込みの分かる情報として、天井裏の吹付アスベストが飛散しないように天井ボード等により囲い込まれていることを確認できる、昭和51年建設当時の「本庁舎の建築図面」と、囲い込みができており、吹付アスベストの飛散がないことを確認できる空気中のアスベスト飛散量を測定した「本庁舎室内空気環境測定業務結果報告書」（平成17、23年度実施）を特定し、条例第7条第2号に該当する特定の個人を識別できるおそれのある個人情報を開示せず、行政情報一部開示決定を行った。

2 「特定された「本庁舎の建築図面」（断面図）では封じ込み及び囲い込みについて判明しない。」との主張について

異議申立人は、特定された「本庁舎の建築図面」（断面図）には吹付アスベストの吹付箇所が明記されていないため、封じ込み及び囲い込みについて判明しないと主張しているが、建築当時作成された図面の中に吹付アスベストの吹付位置が明記されている図面は存在していない。これは、当該図面が建築工事の契約内容及び仕様等により必要に応じて作成されたものであり、法令上必須なものではなかったためと推定される。

そのため、「本庁舎の吹付アスベストの封じ込み及び囲い込みに関する行政情報」として、各部分の高さや構造、仕上げ材などが示され、天井裏に吹き付けられている吹付アスベストが飛散しないように天井の仕上げ材等により囲い込みされていることが確認できる建物の断面図の詳細版（矩計図）を特定し、情報開示を行った。なお、情報開示を行った際には、当該図面を用いて吹付アスベストの吹付位置についての説明を行っている。

3 以上の理由により、本件処分は妥当である。

第4 審査会の判断の理由

1 本件対象行政情報及び異議申立てについて

実施機関は、異議申立人から平成27年7月23日付けの行政情報開示請求に対し、「平成17年度本庁舎室内空気環境測定業務委託結果報告書」、「平成23年度本庁舎室内環境測定業務手数料結果報告書」、「本庁舎の建築図面」を本件対象行政情報と特定し、条例第7条第2号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行った。これに対し異議申立人は「特定された本庁舎の建築図面（断面図）では封じ込み及び囲い込みについて判明しない。再度確認し再決定を求める」として本件異議申立てを行ったところである。

2 本件処分の当否について

本件処分について、異議申立人は条例第7条第2号の規定に該当する特定の個人を識別することができる個人情報を不開示としたことについては異議を申し立てていない。従って、以下は、実施機関が開示をした本庁舎の断面図を特定したことに瑕疵があるという異議申立てについて審査する。

当該建築図面は11階建の本庁舎の各階層の断面図で、耐火材として吹き付けられていたアスベストが、各階の事務室の上に張られた天井ボードで封じ込み及び囲い込みがされていることを明らかにできる行政情報として特定されたものである。これに対し、異議申立人は、開示された情報では封じ込み及び囲い込みについて判明しないとの理由で不服を申し立てている。当審査会としてはこのことを考慮し、実施機関に対し、アスベストが吹き付けられている箇所を確認できる行政情報の存在についても糺したところである。

本庁舎は、昭和51年2月に竣工している。かかる工事の契約期間は昭和48年7月30日から51年2月25日で、建設工事請負契約書は存在している。そこで、建設当時のアスベストの取り扱いについて関係する法令でどのように定められているかが問題となるが、当時、耐火のために建築物に吹き付けられるアスベストについて、建築図面への記載は義務付けられていないことを当審査会として確認したところである。こうした事実からするとアスベストが吹き付けられている箇所を示す行政情報の存在を推測することはできず、また実施機関もそのような行政情報は存在しないとの説明であり、アスベストが吹き付けられている箇所を示す行政情報については不存在と結論付けざるを得ない。

従って、本件開示請求に係る、本庁舎の吹付アスベストの封じ込み及び囲い込みに関する行政情報について、実施機関は適切に特定したものと判断する。

- 4 以上の次第であるから、当審査会は、本件異議申立てに理由がないので、前記第1のとおり答申する

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成27年 9月25日	諮問の受理（諮問第388号）
②	同 年 10月19日	実施機関から理由説明書を受理
③	平成29年 1月19日	審議
④	平成29年 3月16日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	平成29年 5月18日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
会長職務代理者	柴 田 雅 幸	行政経験者
委 員	吉 田 聰	弁護士

(五十音順)